

## 岩木山総合公園 2階食堂営業者募集要項

### I 募集要項の趣旨

岩木山総合公園 2階食堂の営業事業者を、企画提案方式により募集するものである。

### II 施設の概要

#### 1 名称及び所在地

名称：岩木山総合公園

所在地：弘前市大字百沢字裾野 195-1

#### 2 設置目的

岩木山総合公園は市民一人一人の健康増進と体力づくりのため、児童・生徒から高齢者まで各世代にあった各種競技スポーツ及び生涯スポーツとして軽スポーツ・レクリエーションスポーツの普及・推進を図るため、並びに観光・レクリエーション等の余暇活動の場を提供することにより、観光及び地域振興を図り、併せて市民の冬期間の健康増進に資するため設置したものである。

### III 営業の内容

- ・食品衛生法施行令第 35 条に定める「飲食店営業」。
- ・岩木山総合公園宿泊所利用者が飲食の提供を希望した場合または施設利用者から弁当の注文があった場合にのみ飲食の提供を行うものとする。(市または岩木山総合公園指定管理者から上記の場合以外に飲食の提供を求められた場合を除く。)
- ・営業日、営業時間については、岩木山総合公園宿泊所の予約状況を考慮し、岩木山総合公園指定管理者と協議の上、定めるものとする。

占有できる食堂厨房 面積：38.0 m<sup>2</sup>

※2階食堂の飲食スペースについては、ミーティングルームとして食事の有無に関わらず、一般利用者に開放していることから、占有できる場所は厨房部分のみ。

### IV 営業の期間等

- 1 営業期間は令和6年10月1日から令和7年3月31日までとし、以後は期間の上限を1年として、都度営業期間の更新を申請できるものとする。
- 2 営業者決定日から令和6年9月30日までを営業準備期間とする。ただし、準備の際は、現在食堂を営業している者の営業に支障がないよう、現在の営業者と協議の上、準備を行うこと。

### V 使用料等について

使用料等 年額 13,566円

※使用期間が1年未満であるときは、月割りで計算する。

(参考) 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで(6ヶ月間)の使用料  
年額 13,566円 × 使用月 6ヶ月 / 12ヶ月 = 6,783円  
※上記のほか、電気料金は、毎月の使用量により計算して得た額とする。  
使用料等は、市の発行する納入通知書により指定期日までに市に納付するものとする。

## VI 営業の条件

### 1 基本方針

営業にあたっては、Ⅱの2設置目的及び現状に沿った運営に努めるとともに、管理の基本方針及び留意事項を遵守すること。

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者の公平な利用を確保し、差別扱いしないこと。
- (3) 市民が快適に利用できるよう、施設の設備及び物品の維持管理を適正に行うこと。

### 2 留意事項

- (1) 営業に必要な法的手続きを行うこと。
- (2) 施設内で喫煙しない、またはさせないこと。
- (3) 酒類の提供は行わないこと。
- (4) 安全衛生管理には十分留意し、事故の無いよう配慮すること。
- (5) お客様への対応及び言動には特に注意を払い、服装は常に清潔にすること。
- (6) 岩木山総合公園指定管理者と連携を図り積極的な運営に努めること。
- (7) 営業に必要な備品は使用者が準備し、修繕した場合の費用は使用者が負担すること。
- (8) 営業品目については事前に市と協議し、承諾を得ること。
- (9) 営業時間は市と協議し、承諾を得ること。
- (10) 排水処理施設(グリストラップ)の清掃は定期的実施するものとし、使用者が行うこと。
- (11) 厨房設備等の新設・改修・更新、内部(インテリア)改修、什器の新設は、市の承認に基づき使用者の負担において行うこと。

## VII 申請の手続

### 1 応募要件

岩木山総合公園2階食堂の営業に係る申請を行う者は、次の要件を満たす個人・団体等であること。

- (1) 応募時点で弘前市内に、住所または主たる事業所(法人にあっては本社機能)を有すること。
- (2) 団体またはその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者
  - エ 申請開始日から申請日までの間において、市から指名停止を受けている者
  - オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された者

- カ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っている者
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）またはその利益となる活動を行う者
- ク 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者
- ケ 直近2年間の法人市民税（法人以外の場合にあっては代表者が市民税）を滞納している者

## 2 提出書類

- (1) 岩木山総合公園2階食堂営業希望申請書（様式第1号）
- (2) 岩木山総合公園2階食堂事業計画書（様式第2号）
- (3) 応募要件を満たしていることを証明する書類

Ⅶの1 応募要件の見出し符号	区 分	提 出 書 類
Ⅶの1の(1)	法人の場合	登記事項証明書
	法人以外の場合	住民票（代表者本人のみ、本籍・続柄省略、個人番号の記載されていないもの）
Ⅶの1の(2)のア～ク	全ての個人・団体等	Ⅶの1の(2)のア～クに該当しない旨の申立書（様式第3号）
Ⅶの1の(2)のケ	納税義務がある場合	納税証明書
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書(様式第3号)

- (4) 経営の状況を示す書類（※個人での申請の場合は提出不要）  
賃借対照表及び損益計算書またはこれらに準ずる書類（直近2か年分）

## 3 公募説明会

募集方法、提出書類、対象施設の状況等についての説明会を下記のとおり開催する。  
参考資料については説明会の際に配布する。

- (1) 開催日時、場所  
日時：令和6年6月27日（木）午後1時  
場所：岩木山総合公園2階食堂
- (2) 申込方法  
令和6年6月24日（月）午後5時までにスポーツ振興課（0172-40-7115）へ電話にて申し込み。

## 4 申請書の提出

- (1) 提出期間 令和6年7月16日（火）から8月13日（火）までの間の、午前8時30分から午後5時までの間（ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。）。
- (2) 提出方法 下記の提出先まで必ず持参するものとし、郵送等の場合は受け付けしない。
- (3) 正本1部、副本1部を提出すること。
- (4) 住所：弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市役所前川新館4階 スポーツ振興課  
電話：0172-40-7115 FAX：0172-35-3884

## 5 留意事項

- (1) 市が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出された書類は、弘前市情報公開条例の規定に基づく、開示請求の対象となる場合がある。
- (3) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (4) 市の業務上の必要により、応募の事実に係る情報を市の機関において利用する場合がある。
- (5) 申請受付後に辞退する場合には、書面で提出すること。

## VIII 営業者の選定

### 1 選定方法

- (1) 申請者の選定にあたっては、選定委員会を設置し、下記の項目について評価を行い総合的に審査のうえ、営業者を決定する。なお、選定にあたっては提出書類の内容について説明等を求めることがある。
- (2) 審査の結果、ふさわしい提案がない場合は、該当なしとする場合もある。
- (3) 申請者の選定にあたっては、下表の評価項目により行う。

	評 価 項 目	配点
1	営業方針	20点
2	メニュー・販売商品	20点
3	運営体制	20点
4	安全管理・食品衛生・環境への配慮	20点
5	営業実績・業務経験	15点
6	その他提案	5点
	合 計	100点

### (4) 選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外する。

- ア 選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- イ 提出書類に虚偽または不正があった場合
- ウ この要項に違反または著しく逸脱した場合
- エ 提出書類の提出期限を超過してから書類が提出された場合
- オ 本募集について複数の申請を行い、または複数の事業計画を提出した場合
- カ 書類の提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- キ 選定日までに、市から指名停止を受けた場合
- ク その他不正行為があった場合

### 2 審査結果

審査の結果は、申請者に対し令和6年9月上旬に書面で通知する。

### 3 営業の開始

選定された申請者は、市に対し行政財産（岩木山総合公園2階食堂）の使用許可申請を行い、当該申請の許可をもって営業を開始すること。

## X 添付資料・様式等

本募集要項を補足する添付資料等は次のとおりである。

- ・様式第1号 岩木山総合公園2階食堂営業希望申請書
- ・様式第2号 岩木山総合公園2階食堂事業計画書
- ・様式第3号 岩木山総合公園2階食堂営業希望に係る申立書
- ・資料1 施設図面
- ・資料2 岩木山総合公園利用状況
- ・資料3 行政財産使用許可条件